

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第51回 議事録

1 日時：平成21年4月22日（水）

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋
庸敏、今井 淨、伊能 美和子、植井 理行、大淵 哲也、華頂 尚隆、河村
真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高橋 伸子、田胡
修一、田村 和人、長田 三紀、福田 俊男、藤沢 秀一、堀 義貴、三尾
美枝子、依田 巽

（以上25名）

（2）オブザーバー

岩浪 剛太（インフォシティ）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、中村 秀
治（三菱総合研究所）、新居 眞吾（KDDI）、元橋 圭哉（日本放送協会）

（3）事務局

小笠原コンテンツ振興課長

（4）総務省

戸塚政策統括官、阪本官房審議官、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長

4 議事

【村井主査】 それでは、只今から情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等
に関する検討委員会、第51回の会合を開催いたします。

委員の皆様、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございました。

本日も欠席の委員、それからご出席のオブザーバーの方につきましては、いつもの
ように席上の資料をご参照いただくようになっております。よろしく願いいたしま
す。

前々回、第49回のこの委員会で皆様にご議論いただきました意見を踏まえて、技
術検討ワーキンググループでエンフォースメントのあり方について、更なる検討を進

めました。本日、その検討経過をご報告した後、ご議論いただきます。

技術検討ワーキンググループですから、私からご報告させていただきますが、その前に資料の確認を事務局からお願いします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 はい。では、議事次第を取っていただきまして、資料は2種類でございます。資料1-1として、「技術ワーキングの中間報告」と書いてある資料、それから、参考資料としてお配りいたしましたのは、念のため、対比をする便宜上、平成21年2月26日、第49回のデジタル・コンテンツ委員会のときの提出の資料でございます。この資料と参考資料、この2種類でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。今ご説明がありましたように、資料1-1と参考資料1をお配りいたしました。前回の資料と新しい資料を比べ、どのくらい変わったかにより、どれだけ検討を重ねたかがわかるということもないでしょうが、たくさんの議論をワーキンググループでさせていただきました。

具体的には、本委員会で皆さんからいただいた意見を一つ一つ踏まえ、ワーキンググループを3回開催し、議論を進めて参りました。今日は、ワーキンググループの状況報告であり、特定の結論や合意に達したと申し上げる段階にはありませんが、ワーキンググループの参加者のご協力で議論の方も相当進歩しておりまして、方向性等々に関する見え方も大分広がってきたと感じております。その概要をご説明させていただきます。

まず、今回の変更のポイントを、大きく3つに分けてご報告いたします。1つ目は、報告の中心を、コンテンツ保護に関する機能を開示する方式に置きました。今まで先に記載していた「B-CAS」カード方式の小型化や事前実装化に関しましては、どういう技術的な課題があるかがわかっておりますので、今回はそれを後回しにしております。一番最後のページです。

コンテンツ保護に関する機能を開示する方式の場合は、技術も、運用も、新しい仕組みを導入する必要があります。当然検討すべき点も大変多くなっておりますので、開示する方式のフィージビリティ、方法論も含めて、当ワーキンググループではこの論点を中心に議論しました。その経緯を反映して、説明の順番もご報告したようになっております。

第2のポイントは、この開示方式というのは、前回まではチップ方式、ソフトウェア方式と明記しておりました。前々回のこの委員会でも形状の違いを方式の違いとし

て区別しておりましたが、基本的にチップか、ソフトウェアかという点は、チップはコンピューターの基板の中の部品ですので、その部品を納品して、部品として入れるのか、あるいはソフトウェアなのかという辺りの区別は、技術的には区別はなく、商品規格上の判断ということになっておりますので、その区分をやめました。後でまたご説明いたします。

整理しますと、コンテンツ保護に関する機能を開示する方式とは、以前ご報告した際はチップ、ソフトウェアと書いてあった方式のことであり、選択肢として提示していたチップとソフトウェアの区別をやめました。

3点目は、この委員会で何回か話題になったライセンス機関についてです。B-CASにおけるB-CAS社ということですが、そのライセンス機関の機能を説明する資料を添付いたしました。資料には、ライセンス機関というのはどういう機関なのか、あるいは、どういった競争がライセンス機関の回りにあるのかを例示しており、また、独占とはどういう意味かなどの議論も委員会でしていただいております。現在の方式を運営しているB-CAS社もライセンス機関の1つであるわけですが、機能をきちんと説明した後に議論を進めておりますので、今回はそのための資料もつけさせていただきます。

変更点は以上の3点でございます。

本日も報告する内容についてですが、まずはコンテンツ保護に関する機能を開示する方式について、大体コンセンサスが得られていると考えられている内容の確認と説明をいたします。

それから、次に、本日は資料として配付しておりませんが、技術方式、関係者の役割、責任それぞれのステークホルダー、担当者がどういう役割と責任があるかについて、ワーキンググループの議論の状況を紹介させていただきます。まず事務局から報告をしていただき、後でまた私がまとめさせていただきます。

それでは、事務局から、ご説明をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、資料1-1によりまして、技術ワーキングでの議論の内容について、中間報告ということでご説明させていただきます。

1ページ目の箱に書きました部分、このところが技術ワーキングにおいてコンテンツ保護の方式を基本的には開示していくという方式に関しまして、おおむねコンセンサスが得られているのではないかとすることをまとめてございます。あくまでまだ

検討中の段階で得られてきたコンセンサスの姿でございますので、この後の議論において必要があれば適宜修正すべきものは修正し、バージョンアップすることはバージョンアップするということだと思っておりますが、順次申し上げます。

まず第1の丸であります。検討の範囲は地上デジタルテレビ放送ということに当面はするという。基幹放送の最も典型でございますので、そういった地上デジタルテレビ放送ということを対象としていくということ。

それから、B-CAS方式以外の新たな選択肢ということを前提とすること。つまり、新たな、開示を原則とする方式は、B-CAS方式が存続することを前提として、それと並ぶ新たな選択肢であるという位置づけで検討するということでもあります。

開示という意味でございますけれども、このコンテンツ保護に係るルールを遵守するという約束をした方に対して、約束をした方の中では分け隔てなくすべてに対して「コンテンツ保護に係る技術仕様」を開示していく、開示を制限しないということ、基本的な考え方とするということでございます。これが第1、おおむねコンセンサスが得られているのではないかとということでもあります。

第2点ですが、技術と契約でございますので、技術の内容が固まったとしても、それをどう運用していくかということが当然あるわけです。その際、基幹放送という意味合いは、ほぼ全世帯の方々に行きわたるということを前提といたします。すなわち、この基幹放送の使い勝手、あり方は、非常に多くの視聴者の方々に影響を及ぼし得る話ですので、当然のことですが、善意の視聴者の方々に影響を与えるような運用は行わないと。これは改めてここで確認をしてあるということでございます。

先ほど先生からお話のありました、新しい方式ということでありましても、放送波の暗号化は前提としておりますので、その前提となるライセンスを発行・管理する機関は必要となるわけでありまして。そして、このB-CAS社というの、このライセンス発行・管理機関の1つであるわけですが、これまで何度となくこのライセンス発行・管理機関のあり方について、委員の方々から言及があったことではございますが、地上デジタルテレビ放送という基幹放送は極めて多数の方々に影響を与えるものであるということを考えると、この機関の役割はかなり公共性を帯びてくると。

となれば、その組織・運営といったことについては、可能な限り透明性が確保されていることが重要であると。それから、株式会社というよりは、非営利ということを経営している。外から見たときにいろいろな情報について透明性が高い法人とい

うことが望ましいのではないかということが、3点目でございます。

最後でございますが、今回あくまでも技術と契約によるエンフォースメントを検討の対象としております。ということは、当然ながら、※1に書いてありますが、契約の外にいる人、例えば手続を踏まないで、鍵を不正に取得して、その鍵を使って受信機をつくと。つまり、コンテンツ保護に係るルールを全く守らない受信機をつくと。それを販売・譲渡目的で製造するのみならず、販売・譲渡したものと、これは当然出てき得るわけですが、こういった人たちが契約に入っていないという場合、これは契約によるエンフォースメントの範囲外になるわけであります。そういった人たちに対する対応については、もちろん、現行制度によるものを含むということを前提としまして、制度的対応の検討が必要ではないかということであります。

もう少しブレークダウンをいたしますと、この点、特に契約外の人たちへの対処の仕方の検討の進め方については、検討の大きな目的が、今ここで検討対象としている新方式の早期運用開始ということでありますから、まずは技術と契約でどこまで対処できるのかという範囲を検討し、かつ、その範囲の内容の早期明確化を図ると。

つまり、どういった技術方式で、契約によってどういう当事者の責任を定めて運用を進めていくのか、その内容を可能な限り早期に明確化して、その方式の運用開始を目指す。そういうことが基本原則であります。技術と契約の内容が確定しまして、新方式の運用が開始するまでには、適切な場で現行法制度の実効性の検証を行った上で、その技術と契約を補完する制度ということが果たして必要か否かということを含めて、実際に検討を開始して、制度のあり方ということについての検討を進めていくということではないかと。そういったコンセンサスでございました。

ちなみにライセンス発行・管理機関につきましては、先ほど先生からコメントがありましたとおり、3枚目に内容をつけてございますので、後ほどご説明いたします。

以上が、新しいコンテンツに係る技術仕様については、基本的には開示をしていくという考え方に立った場合の概ねのコンセンサスということでございます。

1枚めくっていただきまして、新しい方式ということについて、概要、備考のところはほぼ前回の復習ですが、それについて技術検討ワーキングで何をどう議論していくのかということについて、簡単に振り返らせていただきます。

技術仕様を基本的に開示していくということについての概要でございますが、まずはライセンス発行・管理機関が必要となると。このライセンス発行・管理機関は何を

やるかといえば、まずコンテンツ保護に係るルールを遵守しますということを約束する受信機メーカー、あるいは受信機メーカーにチップを供給していくメーカー、そういった方々に対しては、基本的にはコンテンツ保護に係る機能の仕様は開示していくと。これは、約束を守るという受信機メーカーやチップメーカーであれば、分け隔てせずに仕様は開示していくと、これは基本的な考え方でありませう。

そして、この機能に係る仕様の開示を受けた受信機メーカーとしては、仕様に沿った機能をソフトウェアという形で実装するか、あるいはチップという形にして受信機に搭載するか、そこは、※2に書いてあるとおりでございますが、受信機メーカーの商品企画上の判断で自由に選択すると。

したがって、受信機の中の部品として既に機能が入っておりますので、視聴者からしてみると、受信機を買ってくれば、アンテナの接続、チャンネル設定、といった通常の操作を行えば、改めてカードを取り出して実装するというをしなくても、そのまま視聴することが可能となるということでございます。

冒頭申し上げまして、先生からもお話がありましたとおり、受け取った仕様をチップという部品として形にして実装するのか、あるいはソフトウェアとして組み込んでしまうのか、これは完全に商品企画の自由ということですので、ここでは特段の区分はしないということで、その枠は取っ払ってあります。

さて、そういうことがもし実現をいたしますと、商品企画の自由度ということでは、カードである必要性、及びカードを読み取るためのスロットの部分が必要としなくなりますので、商品企画の自由度は向上すると。また、ソフトウェアとして組み込むにせよ、チップという形にしよ、これはメーカーのそれぞれの判断となりますから、商品企画の自由度の向上は、いずれにしても必ず見られるのではないかとあります。

それから、視聴のためのカードは不要になりますので、それに係る知識を事前に必要とするとか、あるいは、知らないところでカードが抜かれてしまっ見えなくなったといったことはなくなるであろうということでありませう。カードの貸与ということがなくなりますから、視聴者の方々があらかじめ知っておかなければならないということは、その分軽減されるということでありませう。

それから、技術的な透明性という観点で見ると、ルールの遵守、つまりコンテンツ保護に係るルール、受信機に実装してほしい機能を必ずつけるということに関するル

ールを守るというメーカーであれば、受信機メーカー、あるいはチップ供給メーカーに、すべて製造上に必要な仕様は開示されるということになりますから、非常に透明性の向上が図られるのではないかと考えています。

技術仕様を基本的に開示していく方式を考えていくということで、現在、技術ワーキングにおける議論としましては、課題のところに書いてありますとおり、技術と契約それぞれの内容について、多少詰めなければいけないところが残っているというところがあります。すなわち今申し上げたような技術仕様を開示していくという方針でいくときに、ふさわしい技術方式。それから、契約について、当事者である放送事業者、メーカー等々、関係者がどういった責任と役割を担うのかということについて、引き続き整理をしているということでございます。

検討状況につきましては、ここでは具体的方策について検討中、ということしか書いてございませんけれども、それでは技術と契約について、それぞれどのようなことが検討されているかにつきまして、口頭で恐縮ですが、若干説明させていただきます。

まず、技術の方式としてどういった要件を満たすことが必要かということについてですが、まず何よりも、受信機ユーザーの利便性を確保するという方式であることが必要であろうと。備考のところに幾つかあるとおり、この方式は、そもそも検討の目的が、できるだけユーザーの利便性を向上させていく方向にということでございますから、それに合致した方式である必要が当然あるだろうということでもあります。

それから、これも当然でございますが、地上デジタル放送ということであれば、既存の様々な標準方式がございます。そういった既存の標準方式とは当然整合がとれた方式であることが必要であろうということでございます。

再三繰り返しておりますが、これは何のための技術かといえば、コンテンツ保護のエンフォースメントということを目的としているということでもあります。

以上が大まかな、ごく当然の目的を確認として申し上げたところであります。

それから、技術的な内容に入りますと、いわゆる、三重鍵方式が望ましいのではないかと考えています。具体的には、まず、放送波をスクランブルしている鍵、これは必ず必要になります。それから、2種類目は、受信機、これは1台1台の鍵がすべて同じである必要は必ずしもないということではありますが、受信機自体に割り振られる鍵。そして、送信側からある程度コントロール可能とするために3種類目の鍵、具体的には、鍵を取り運ぶためのコンテナのようなものと伺っておりますけれども、

そういった鍵も必要となるだろうと。技術的にはそういった三重の鍵ということが必要となるのではないかとということでもあります。

このように、三重鍵という現在も使われている技術方式で整合性を確保するという面もあろうかと思いますが、こういったことに配慮することによって、既に市場に出回っている、そろそろ5,000万台になろうとしているデジタル受信機との互換性を確保すると。これは当然に配慮しなければいけないということでもあります。

技術方式としては、何度かこの場でも話が出ておりますとおり、有料放送には影響を与えないということが大前提でございますので、新方式を導入することによって、有料放送のセキュリティーに影響を与えるようなことであってはいけないということです。基本的にはこの新方式と、既存のB-CASカードを用いた方式というのは、サイマルクリプトということで、併存するということを前提として考えるということでもあります。

それから、ごく当然のことではありますが、サイマルクリプトということで、いずれにしても送信側にも何らかの操作が必要となりますので、何らかのコストは必ず発生するわけではありますが、当然のこととはいえ、そういったコストは最小限であることが必要であるということです。

あとは、この方式自体、100%の技術ということがないのは、皆さんよくご存じのとおりではありますけれども、さはさりながら、かなりの専門知識を持った技術者が相当な時間と労力を使ってもなかなか迂回・改ざんすることが難しい、そういったレベルのセキュリティーは当然要求されるのであろうということでもあります。

かなり細かい技術的なお話を申し上げましたが、いずれにしてもユーザーの利便性の確保、それから既に出回っている受信機との互換性確保、有料放送には影響は与えない、一定のセキュリティーレベル、そういったことを新方式の技術的な前提条件というふうに考えていくべきではないかと。技術の方式の内容としては、そういったことについて議論が行われているところでございます。

次に、契約というところでございます。契約は、それぞれ当事者がどういう役割と責任を担うかということでございます。この契約の大前提でございますけれども、受信機にいろいろな鍵をはじめとする機密情報が実装されているわけですが、当然の常識として、秘密情報が万一漏えいした場合にどういうふうにリスク管理をしていくかというところ、それを、この契約をどのようなものにしていくかということについて

は考えていく必要があるというのが基本的な姿勢でございます。

その場合、契約当事者として受信機側とコンテンツホルダーがそれぞれいるわけですが、問題は契約ですので、先ほど申し上げたようなセキュリティに関する義務もあれば、受信機に一定のコンテンツ保護に関する機能を実装するということを目的として定められている仕組みですから、そういったコンテンツ保護機能を実装することに対する義務などが、例えば受信機メーカーの方には契約上課せられていくということになるわけでありませう。

しかしながら、契約である以上、当然ながらそれが守られること、契約上のエンフォースメントを担保するためには、契約上定められた義務に違反した場合にどうなるかということは考えておかなければいけないということでありませう。それがあからさまに、事実上、契約によってすべての受信機にコンテンツの方に関する機能が搭載されているということが実現されるわけでありませう。

ただ、その際、善良なメーカーが過大な負担を負うようでありませうと、これは民衆の契約でありませうが、経営判断として、重過ぎる負担の契約ということでは誰も入ってこないということで、メーカーさんをはじめとする当事者に、義務違反の場合に過大な負担が伴わないようにということでは考えていく必要があるということでありませう。

例えば、契約を故意に破る人に対しては、一般的な民事上の契約破棄、損害賠償、販売の差止め等、故意で行った場合には当然そこまで行ってしかるべきであろうと。しかしながら、いわゆる過失の場合にまで過大な負担ということを決めてしまうと、これはなかなか契約に入ってくる人そのものがいなくなってしまうということで、過失の場合には、できるだけ改善を行っていくという努力目標ということで整理していくのも1つのやり方ではないかと、そういった議論が出ているところでありませう。

契約につきましては、今申し上げたような、当事者間でバランスのとれた常識的な役割分担と責任ということで、できるだけ整理していくようにということで議論が進められているところでありませう。

先ほど技術と契約についてそれぞれ検討が進んでいるということの具体的な内容の一端を申し上げました。ちなみに、契約の外にいる人に対しては、現行法制度を含めて制度による対応ということを検討する必要があるのではないかと議論は、この場でも行われております。現行法制度ということで例を挙げれば、不正競争防止法、著作権法等々といった現行制度があると。ただ、それをどういうふうにご利用していく

か、あるいは、それに限界があるとすれば、どのような対応のあり方があるのか、そういった検討も、先ほどコンセンサスと申し上げたところに記載したようなことで今後進めていくべきではないかという議論が行われているということでございます。

以上が技術と契約ということについてのそれぞれの議論のご紹介でございます。ライセンスの発行・管理機関ということについて、4枚のペーパーの3枚目の絵をご覧いただきたいのですが、真ん中に赤い箱でライセンス発行・管理機関ということを書いてございます。※5と書いてありますとおり、ここで申し上げているライセンス発行・管理機関はB-CASということが機能としては1つでありますので、新たな方式を導入して、その前提としてこの発行・管理機関を作るとすれば、これはB-CASと併存する1つの独立した機関ということになろうかと思えます。

この機関は何をやっていく必要があるのかということですが、まず、ライセンス、つまり契約の主体。放送事業者と、ないしは、受信機メーカーと契約を結ぶのは誰か、まさにこの機関がそういった契約の主体となるわけです。放送事業者、受信機メーカー、それぞれに対して、受信機に一定の機能を担わせていく上での義務を契約書に定めると。その一方の主体となるのは、このライセンス発行・管理機関ということになるわけでありまして。

そして、エンフォースメントの基本は、この放送波のスクランブルを解くための鍵を発行すること。鍵を発行することの対価として、コンテンツ保護に関する機能を担保していただくと、それを基本とした機能としているわけでありまして。

それぞれ契約当事者として、放送事業者、受信機メーカー、あるいは、先ほど申し上げた商品企画上、チップなどの部品メーカーということが出てくる場合ももちろんあり得るわけです。例えば受信機メーカーとの関係でいえば、このスクランブルを解くための鍵を渡すと同時に、このコンテンツ保護に関する仕様も開示する。その対価として、メーカーさんはコンテンツ保護に関する機能を必ず実装することを約束する。ないしは、そういった機器を作るときに、一定のセキュリティーレベルを守るということを約束すると。その引きかえとしてこの鍵を発行し、それを渡すと、同時に、仕様を管理すると、そういった関係が受信機メーカーとの間で成り立っているということでありまして。

それから、放送事業者さんとの関係では、一定のコンテンツ保護に関する信号を必ず放送波にもものせることを約束するというのと引き換えに一定の鍵を渡していく、

そういったことを放送事業者さんにも行っていく必要があると。いずれにせよ、エンフォースメントということ契約上担保しようとするれば、スクランブルということ1つの前提としまして、それを解くための鍵を1つの機関が管理し、その鍵を配付することと交換で一定の機能を担保するという仕組みになっているわけでございます。いずれにしる、技術と契約ということでエンフォースメントしようとするれば、必ずこういった機関の設立は必要となるということでございます。

ただ、しかしながら、先ほどの合意形成のところにございましたとおり、この運営としては、地上デジタル放送は極めて多数の方々に影響する仕組みでございますから、可能な限り透明性を保ったものであることが望ましいという議論が行われていることは、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上が、いわゆるソフトウェア方式と言われていた、一定の仕様を開示していくという方式に関するご説明でございます。最後のページに、今までのB-CASカードを前提としまして、それを小型化、ないしは事前実装していくことについての取扱いについて若干議論をご紹介申し上げます。

技術検討ワーキングにおきまして、基本的にはこの2つとも選択肢として引き続き検討していくべきではないかということ、及び、この2つについては、民間で、意思のある者が意思のある参加者との間で、導入に向けてそれぞれ進めるべきところは進めていけばよいのではないかという取扱いになっております。

小型化については、一部技術的に一定の整理が行われたとお聞きしておりますが、この2つの選択肢については、民間において今後も導入に向けて引き続き検討をいただければよいのではないかという整理となっております。

それから、今申し上げた一定の開示方式ということについて、仮に導入に向けたステップということでいくつか確認をいたしますと、先ほど合意形成というところでご紹介申し上げましたとおり、いずれにせよ、この仕様開示方式という新たな技術方式について最低限必要な要件ということ、まずは整理する必要があるとございます。この要件が定まって、その要件に合致した技術方式ということが初めて定まると。

おそらく、要件が具体的に公表され、例えばその要件に合致した技術が公募されたといたしますと、それに対し、実際に、要件に合致すると考えられた技術がいくつか提案され、そうやって提案されたものの中から複数、ないしは単独の技術方式が確定して、そこで初めて、この新しい、開示することを前提とした技術方式が確定すると

ということになるわけでありませう。

ただ、技術と契約でございますから、技術方式が固まると、並行して、契約の主体となるライセンス発行機関ということがあわせて設立されていく必要があるわけでございます。技術の内容が確定し、契約の主体であるライセンス発行機関ということが固まりますと、初めて受信機側と送信機側が何をしなければいけないかということが定まります。それでタイムスパンが見えてきて、運用開始というところに向かうと、プロセスとしてはそういったことをたどるのではないかと考えられます。

以上、技術ワーキングにおける検討状況について、事務局の報告でございました。
【村井主査】ありがとうございました。事務局から丁寧に説明をしていただきました。最初に申し上げましたように、技術検討ワーキンググループでは、この開示方式と言われている、従来のB-CASカードを使わない方式に関する議論に時間を使って参りました。その結果として、大体技術的な要件や色々な組織等における役割分担の基本的な考え方は相当整理されたというご報告でした。

しかしながら、本当にアクションをとる中では、技術的にもかなり耐久性や実用性が求められ、かなりたくさんのご意見を処理していかなければなりません。また、ライセンス機関を具体的にどのように機能させていくのか等、まだまだ整理しなければならない事柄も多くあります。しかしながら、議論がそこまで進められる準備ができたことが本日のご報告の位置付けとなります。

技術その他に関しましては、非常に細かい技術的なことも議論されておりましたので、その部分を今、事務局から口頭で説明していただいておりますので、若干複雑な技術的な事柄をどこまでご説明した方がいいかと色々考えておりましたが、基本的にはすべてオープンな議論をするということで進めてまいりましたので、技術のかなり細かいところ、あるいは細かい議論をしたということを含めてご説明いたしました。

またわかりにくいところがあれば、適宜、補足させていただきますし、技術検討ワーキンググループにおいて、今ご説明したような議論にご参加だった委員の方も今日は参加していただいておりますので、その補足も含めてコメントをお願いできればと思います。

それでは、皆様のご意見を伺って参ります。まず、それでは、河村委員、お願いしてよろしいですか。

★

【河村委員】チップとソフトウェアのところの線がなくなったというのは変化としてわかったんですが、でも、それは技術的に見たら同じだからというご説明で、このほぼ同じ表を見て、同じような意見を今日で何回目かなと考えているんです。そんなにしょっちゅうこのテーマでやっているわけではないことを考えると、かなり長い間ワーキングで検討なさっているのかなと思うんですが、最初の、冒頭のお話の中では合意に達せず、結論を言える段階にないということを知り、大変がっかりしました。

私は、細かい技術的なことはわかりませんが、全体の流れを消費者から見てどう見えるかという印象を申し上げますと、まずは選択肢を拡大することのためにやっていますね、透明性を上げようとか。選択肢を拡大することとは、要するにもととのB-CASのシステムを使い続けたいという望みを持っていれば、使い続けられればいいわけですし、新しい方式にしなければいけないというのであれば色々な反対も出るでしょうけれども、選択肢をつくるということで、どうしてこれだけ合意ができないのかというところに、何か疑念がわいてきます。

つまり、私がずっと以前から申し上げている、B-CASというシステムが何らかの形で商品とか価格のバリエーションの狭さに関係しているのではないかと。特に地デジのテレビが最初に世の中に出てきたころから、今は随分よくなって来たとはいっても、その価格帯とか、商品規格の狭さとか、すべてがフルスペックであることなどが、アナログのテレビのときの量販店の風景とは全然違うということを何度も申し上げてきたわけですが、それにB-CASが関係しているのではないですかと言っても、そうではないというお答えしか返ってこないんです。でも選択肢を広げることにこれだけ合意できないということは、やはり私の疑念は正しかったのかなというふうに見えます。

つまり、選択肢を拡大する、それを採用しなくていいのに歓迎していない。もしかしたら、恐れているようにすら見えてくるんです。そうでないということであれば、それをきちんと見せていただきたいです。

私はこの表を見ながら意見を言うことが何度目かなと思って非常にうんざりするのは、このソフトウェア方式をとってエンフォースメントするというのがダビング10という著作権保護方式で、私は非常にジレンマがあるわけです。基幹放送であって、生活必需品であって、100%の人が2011年までに買いかえなければいけないというもののなのに、例えば著作権保護技術にしても、途中で見直すというような

話もありましたし、もっと自由ないい世界が開けるのではないかと希望を持っている一方で、それでも、今この中から今の保護技術をエンフォースする手段を選ぶということであれば、ソフトウェア方式というか、選択肢の拡大をしましょうと。

私としては、そこは全然満足できない途中段階なのですが、それすら何か非常に抵抗が強いのかなという印象を受けるのが大変残念に思います。まだ半分の人が地デジの対応テレビを持っていませんし、私も持っていないんですけども、今まで買った5割の方と、これから買う5割の人というのは、考え方も、生活ぶりも違うと思いますから、こういうことが続いていると、やはり2011年に向けて総務省さんが心配なさっている普及ですとか、そういう面から見ても影響が出ることは必至なのではないかと感じます。以上です。

【村井主査】長田委員、お願いいたします。

【長田委員】河村さんがおっしゃったとおり、同じような意見になりますけれども、まず1つは、技術の透明性というのが何事にも絶対に必要なことで、たまたま昨日、情報通信法の検討会がありましたけれども、そこでも技術の透明性というのは非常に大切で、これからの法体系の中でもそれを担保していきましょうというふうな、それこそコンセンサスがあったんだと思いますけれども。そういうことからいっても、まず技術の透明性が担保できるような方式を是非これから、同じ技術で何かエンフォースメントするにしても、それは絶対に必要だろうということを思っています。

そもそも論から言えば、どうして地上波のテレビにスクランブルをかけたり、何か技術的な制約をかけなければいけないのかというのをもともと疑問に思っていますけれども、河村さんがおっしゃったみたいに、あと2年ちょっとしかない時期に、何とか皆さんにご協力いただくとすれば、より自由な商品、我々が選べる色々な形のものが出てくるのが絶対条件だろうと思います。

ですので、そのためには、せめてまず第1段階として、このソフトウェア方式と言わない、今回の新しい、制限しない方式を極力早く実現していただかなければ、エコポイントだとか何だとか、とにかく買いかえを抑止するようなアイデアはどんどん出てきているのに、今、何とか地デジに協力しようと思わせるものが何も出てこない状況なので、ある意味では、とにかく早く、新しい、シンプルで、とても使い勝手がよくて、私たちのニーズに合うようなものが選べるような状況になれば、エコポイントも使って地デジ対応を進めましょうというような気持ちにもなると思いますので、そ

こは一日も早く、何とか具体的にやっていただきたいと思うんです。

それで、大体私の、ここに何年も座っている経験からしてみると、紙に出てこなくて、口頭でその部分が説明される場合というのは、何か裏で、私にはよくわからないもめ事が存在していることが多いのかなと思われまじけれども。早くこれが紙できちんと出てきて、さっさと、先ほどのプロセスをぱっぱと進めていただいて、どのぐらいいには実現しますよということを具体的に示していただかないと、ますます買い替えを待つということになると思います。ということをお願いします。

【村井主査】ありがとうございます。高橋委員。

【高橋委員】遅れて参りましたので、技術と契約に関して検討が進んでいるという小笠原課長のご説明のところから着席させていただきました。それで議論の詳細は残念ながらお聞きできていないんですが、村井先生のお話を伺っていると、アクションを動かしていくのにはまだ整理しなければいけないことが少なくなくて、準備は整っているんだけど、決めるには至っていない、というふうに判断させていただいております。

前々から、河村委員がおっしゃいました選択肢の拡大という問題と、その選択肢そのものの決定プロセスの透明性と、一日も早く迅速に決めていただいて、消費者も行動できるようにしていただきたいということをお願いした立場からいえば、このソフトウェア方式も含めての検討というのは、半年だとか、もう少しだというふうにおっしゃるかもしれませんが、B-CASそのものはもう2年半前から検討しているわけですので、本当にこの辺で結論を出さないと、この委員会、あるいは情報通信審議会自体が何をやっているのかということに来ているんだと、私は認識しております。

国会の質疑もインターネットで視聴したり、あるいは議事録を読んだりしていますけれども、3月17日と30日の参議院、4月9日の衆議院の総務委員会でも、B-CAS問題が取り上げられておまして、一般国民がこれに対して非常に関心を持っているということなので、とにかく早く何とかしなくてはいけないという思いであります。

色々報道とかネット上での消費者の意見なども読んでおまして、最近見たものの中では、内閣府の調査で3月末に初めて薄型テレビ、地デジ対応の普及率が5割を超えたというニュースがありましたけれども、その一方で、地デジチューナーが昨年の半ばからずっと、前月同月比プラスという状況が続いておまして、全国2,000

の家電量販店の2月の販売台数の調査というのを見ますと、前年同月比で台数が3倍強、金額が2倍、これは低廉化しているからということだと思いますけれども、そういう結果が出ております。

節約指向が高まっているわけなんですけれども、そうせざるを得ない消費者が増えているということは、こういう数字で見られると思います。今までの約半数の方たちというのは、進んで購入した人たちがかなりの率を占めていると思うんですけれども、これからの人たちというのは、買い替えに消極的だった人たち、あるいは2台目、3台目は3波共用でなくてもいいというふうに思っている人たち、それがこの地デジチューナーのところに出てきているのだと思います。

今までの購入層と違う人たちに地デジへの移行につき合ってもらおうということに関して、迅速性と透明性、それから選択肢の拡大というのは大変重要だと思っております。ネットでも、テレビの画面のアナログの表示を苦々しく見ているという意見がたくさんあるわけです。最近見て、なるほどと思いましたのは、そのアナログの表示は民放のコマーシャルのときには消えていると。何を考えているんですかと。普通の番組のときには出ているのに、何でコマーシャルのときに消えているんだというご意見もありました。

そういうことからしても、本日、ソフトウェアの方式についても多分細かい説明、私が聞いた以上のものがあつたのかもしれませんが。チューナー、5,000円というのを目指してきたのはB-CASが前提の目標数字だと思いますけれども、これがカードが要らない、スロットをつくらなくていいということで3,000円台に下がっていくということは当然のことだと思いますので、その方向に向けて動き出せるように、村井先生はじめ、是非舵取りをお願いしたいと思います。私どもも、協力できることはしたいと思います。

ですので、後ほど放送業界の方、メーカーの方等のお話をお伺いした上で、また説明を求めさせていただくかもしれません。以上です。

【村井主査】ありがとうございます。椎名委員、お願いいたします。

★

【椎名委員】エンフォースメントの問題というのは、技術検討ワーキンググループで話されているということで、消費者の方々同様、我々もその中に入れるわけではないので、定期的にこうやって出されてくる資料を拝見して、どうなんだろうなという感想

をその都度しゃべっているということになるわけですが、でも・・・、一般論としてなんですが、これも何度も言っていることですが、これまでに権利者が、利用者が不便なやり方のほうがいいのだというふうにこだわったり、また、その利用者の利便性を高めることを頭から否定したりしたことはありません。それは、ダビング10を巡る顛末からもおわかりいただけているものと思います。ダビング10の議論というのは、この場所で色々と細かいことも出てきたわけですが、不便な方向を選択しようとしたことなど一度もないということだけは、はっきり申し上げておきたいと思います。

したがって、当然ながら今の時点でB-CASにこだわるということもありませんし、新たな方式が採用されるのであれば、それは一視聴者としても反対する理由はないわけであります。とかく権利者が止めたとか、権利者の反対にあっただめになったということがよく使われる・・・これは不可避免的に使われる運命にあると思っておりますけれども、そういうことは絶対にありません。今、申し上げたように、利便性については権利者としてもすごく大事なファクターだと思っておりますので、技術検討ワーキンググループの方々は是非この点に留意をしていただければと思っております。

一方で、インターネットへのコンテンツの流出というのは拡大することはあっても、一向に終息する気配がないわけです。そういう状況下にあって、コンテンツ大国であるとか、コンテンツ市場の拡大をミッションに掲げる政府の審議会にあっては、是非とも有効なコンテンツ保護の方式に関する常識的な配慮をお願いしたいというふうに思います。

さらに、実情を申し上げますと、ネット上への流出以前の問題として、そのコンテンツ制作に投じられるお金が非常に大きくシュリンクしているという状況がありまして、そのような時期だからこそ、コンテンツが保護されることによって創作のインセンティブが確保されてこそ、コンテンツを生み出す原動力が維持されるという基本的な考え方について再認識していただいた上で、この問題を考えていただければと思います。以上です。

【村井主査】ありがとうございます。堀委員、お願いいたします。

【堀委員】この話題も、もう僕も何回か聞いていて、特別、技術者ではないので、詳しくないので、何度聞いても、何がいいのかよくわからないというのがあって、どちらでも、安いほうがいいのではないですかという消費者の皆さんのご意見には賛成してお

ります。

また、先ほど椎名さんがおっしゃっていたとおり、権利者がB-CASでなければだめだと言っているとか、スクランブルでなければだめだと言っているというような、何かテクニックで使われている部分があって、我々がいないところでそういう話題がよく出ているそうなんですけれども、あくまでも僕らはB-CASにこだわっているわけではないわけです。技術のエンフォースメントというのは、僕らの範疇外なので知識ありませんし、ぜひ村井先生中心に、皆さんのために国益になるような、本当のコンテンツ大国になるべき技術を使われればいいのだと思います。

その前の段階で、ダビング10が導入されたときにも申し上げましたが、難しいことではなくて、単純なことでエンフォースメントというのはできるのだということで、今、デジタル放送では画面の右上に各局のマークが入ったように記憶をしています。あのときに四方一両損というお話をさせていただいたときに、そのマークが入っている番組は無断で動画サイトに上げてはいけないのよという啓蒙活動を、ぜひ消費者団体の皆さんも、テレビ局の皆さんも、今の段階からやっていただきたいんです。

非常に簡単なことだと思いますし、また、プロバイダー、画像サイトを運営している方にも、今から右肩にマークが入っている画像というのは自動的にブロックされるというような、そちらの技術なエンフォースメントというか、技術的な保護手段というものをもっととっていただくということも同時に始めていただかなければなど。もう既にダビング10が始まって大分たちますし、そこら辺の啓蒙運動、啓蒙活動もしていただけますねという念押しをした上で、権利者側はダビング10を聞き終えた形で既に実施されているわけですので、この啓蒙も聞き終えたままにしておかないでいただければありがたいと思います。以上です。

【村井主査】ありがとうございます。それでは、皆さんのご意見を伺おうと思いますけれども、いかがでしょうか。どなたか、はい、どうぞ、お願いいたします。

【浅野委員】 最初、村井主査と事務局からの説明で、前回の報告と比較して合意ができたものについてはこういう形になりました、とありました。かつ、今はまだ書類上には出せないけれども、こういうものを議論していますということを聞いていた時には、私は、すべて合意はできていないにしても相当進んだのだという印象を受けておりました。しかしながら、河村委員から、合意はできていなくて残念だというコメントが最初に飛び出したものですから、これはそのように解釈しなければいけないのだと今

改めて認識した次第です。

この件については、もともと第5次中間答申においてこれが課題であるということで技術検討ワーキンググループを立ち上げて、ずっと検討してきたはずですが。しかも、ここまで合意ができているのだから、残っている課題は少なく、いつやるのかという点くらいだというイメージで捉えていたものが、どうもそうではないということであるならば、逆に何の合意ができていないのかということを知りたいと思います。ワーキンググループの中で議論していて合意ができないにしても、この場においても何について合意がとれないのかを理解したいと思います。

なぜなら、そろそろ第6次の中間答申の時期が迫ってきていて、先ほど高橋委員から、随分長い間議論しているけれども審議会の存在そのものが問われかねない、ということもありましたが、ここで合意できず、結果として中間答申に何も出せないということであれば、この委員会の存在意義が問われますので、そののちについては、技術検討ワーキンググループにおいて時間はあと少ししかないのですから、合意形成を目指して早く結論を出していただきたいということを、是非お願いしたいと思いますね。

【村井主査】わかりました。ありがとうございます。岩浪様、お願いいたします。

★

【襟川委員代理 岩浪様】私、久しぶりに出席させていただいて、浦島太郎だなと感じていたんですが、先ほどの浅野さんのお話を聞き、また、本日の資料、小笠原さんのご説明を聞きまして、村井主査や技術検討ワーキンググループの皆さまもこうやって選択肢を出され、結構進んでいるんだなと思って聞いておりました。そうしたら、河村さんはじめ消費者の方々はどうも違うご意見だったので、そういうことなのかと僕も改めて気づきました。

私も浅野さんの意見と同じなんですけど、消費者側からすると、これは以前そういったご発言もあったと思うんですが、B-CASというか、BSデジタル放送が始まったころに、知らない間に選択肢も、検討も与えられないで何だか決まっているというご不満が潜在的にはあるんだと思うんです。ただ、僕はこれもかつてそれに答えたことがあるんですけども、かといって、当時の規格化とか、技術開発の時間的状況からいっても、そんなむちゃなことを言わないでよという話も一方ではあるんだと思っていました。そのあたりを今さら責めてもしょうがないですと、僕は過去言ったこと

があります。

一方、この委員会では会合が始まってから十分に長く検討をしているわけですね。したがって、重要なのは、選択肢が提示されて、皆さんの検討に委ねて決まっていくという話なんだろうなと思っております。僕は今回、これが選択肢が示された表なのかと思っておりましたので、ことを進める上ではこの選択肢の提示が最も重要なのではないかと思います。

もう一つ、これも以前言ったことですが、新しいルールを決めていただくのは本当にいいことだと思っているんですけども、正しいルールに従って受信機とか技術開発をする者がたくさん出てきて、コストダウンも含めて多様な形態の端末が出てくる、このような話になるのがそもそもの目的というか、いいことなんだろうなと思っております。

逆の言い方をすると、どうやって作っていいかわからないとか、あるいはルールに従って正しくやろうとする者があまりやる気になれないみたいな状態になりますと、これも以前に言いましたけれども、あまりいい結果とならない。ルールに従って正しくやろうとしない者が登場してしまって、かえってルールに従って正しくやる者が登場しないということになってしまうかと思っておりますので、選択肢を示して検討していただいた先に、結果として、ルールを守って正しく参入しようとする者がわかりやすく参入できるといったようなことになるのがいいかなと思っております。以上でございます。

【村井主査】ありがとうございます。色々な貴重なご意見をいただきました。私が技術検討ワーキンググループの主査としてご説明を申し上げた趣旨をご理解いただいた上で、お話をいただいていると思っております。

今ご意見をいただいて、これも確認になりますが、私たち技術検討ワーキンググループでの議論の進め方は、本委員会でどなたがどういう意味のことをおっしゃっていただいたかということ、本当に一つ一つきちんと話題にして、それに対してどういう風に取り組めて、要望に答えられるのか、というプロセスを必ず踏んでおりますので、ご意見に応じてそれぞれ形が多少変わった部分もあるでしょうが、よく変更点を見ていただくと、頂いたご意見に対する対応という形で進められているとご理解いただけたらと思っております。

皆さん、大変お忙しい中で進めていただいておりますし、全く新しい技術ですので、

検討していく段階で、現実にはどのようなタイムラインの中で、どこまでできるだろうかということを検討していかなくてはなりません。技術の方式につきましてもご覧いただいたようにソフトウェア方式でというご意見もいただいておりますから、そのようなご意見に基づいて技術検討ワーキンググループの中でも議論して参りました。頂いたご意見に対応して具体的に進める場合には、送信側、受信側の準備などに関して至急整理して、調整をする必要があるだろうという主旨で、私から今日ご報告をいたしました。

今日は、先ほど申し上げたように、技術検討ワーキンググループの参加者の方々も参加されていますので、その方々にも今のご発言を伺った上で、改めてご発言をいただければと思います。藤沢委員、まずお願いします。

【藤沢委員】なかなか厳しいご意見、お言葉をいただいたんですけれども、1つだけ、ワーキンググループのメンバーの名誉のためにも申し上げておきたいんですけれども、何か基本的に新しい方式に進めるのが嫌だとか、そういう考え方があってなかなか前に進まないということで、このワーキンググループに参加している人は一人もいないと思います。これは私たちの能力の問題なのかもしれませんけれども、遅々として進まないというふうに見えるかもしれませんけれども、正直、本当に一生懸命はやっているつもりです。

今日のお示ししている資料は、言ってみれば、先ほど小笠原課長からもありましたけれども、基本的な要件を策定するに当たっての、もしかすると基本的な考え方レベルかもしれません。これから重要なのは、実際にどういう方式でやっていくかということなんですけれども、あるいは、要件をもっとブレイクダウンしたもの、そういうものが必要になってくるわけなんですけれども、その部分は今日は口頭でお話ししたということもあって、それから、中身が非常に複雑ですので若干わかりにくかったということもあるかもしれませんけれども、一生懸命やっているつもりではありますので、その部分だけはご理解いただきたいと。

それと、今後も、せつかく新しい方式を導入していくということですので、ここに書いてある要件を満足できないと、新しい方式をやる意味がないわけですので、その部分はこれからしっかりと一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【村井主査】ありがとうございます。関委員、お願いいたします。

【関委員】今藤沢さんに全部言われてしまいましたので、特につけ加えることはございません。

【村井主査】では、田胡委員、お願いいたします。

【田胡委員】私もそうなのですが、技術検討ワーキンググループでは、特に技術の公開性、基幹放送を前提とした運用上のオペレーションのあり方、運用の透明性をかなり真摯に議論して、一定の方向性がもう出たと思っています。

先ほどから、合意形成が成り立たないと、この合意というのは、最終的にはやるっきゃないということでありまして、あとは具体的に、メーカーとしても地上デジタル放送の円滑な普及のために、商品企画の自由度を上げるために再三再四申し上げております新方式を早く導入したい。一刻も早くやりましょうよというのが大前提で議論してきたつもりであります。

したがいまして、あと具体的には、先ほど藤沢さん、あるいは事務局の小笠原課長がおっしゃいましたように、具体的な中身を早く決めなくてはいけない。新方式の技術の中身を速やかに決定しないといけない。そのためには要件整理等々が必要かなと思いますが、ほぼ出そろっております、私の感じでは。

あと、これだけではだめなので、もうひとつは契約の母体、これがまさに透明性が要る。では、どういう組織か。これ、組織がないと契約できませんので、これは実行あるのみということでもありますので、そういう意味では、早期に運用するための残りの課題をどう整理して、民民でどうやるかということに早く持ってきてもらいたい。当社の技術者からもいつできるんだと再三再四問い合わせが来ておりますが、一刻も早く運用を開始するということについては、全く異存ございません。以上でございます。

【村井主査】ありがとうございます。その他何かございますでしょうか。よろしいですか。

委員の皆さんからのいろいろなコメントを受けて、今、技術検討ワーキンググループの参加者の方からもご説明をいただきました。あまりに早くしろというプレッシャーがあるものですから、例えて言うなら、ずっと宿題をやっている部屋にお母さんが飛び込んできて、「宿題をやりなさい！」と言われた時のような気分が、少しされたのではないのでしょうか。

今、田胡さんからお話がありましたが、今回、この資料1-3の部分には、要は新方式の場合はライセンス発行・管理機関というのが要る。それは今までとは違う機関にならなければいけない。では、どういう機関になればいいか。こうしたことには、

実に具体的なプロセスで検討することが必要です。ただし、ライセンス発行・管理機関が定義されるためには、技術、つまり鍵がどのようなものかを確定しなければならない。最初に小笠原課長からご説明をいただきました三重鍵の仕組みで合意できるのか、合意できたとすると、鍵はどのようにベンダーや放送局に流れるのか。さらに放送局は先ほどのサイマル、すなわち2種類の電波を出すという準備はどういったらできるのか、その鍵はどうやって配付されるのか。

このように、色々なことがあり、それらのことをずっと検討した結果として、ここまで来たと本委員会でご報告ができるわけです。ですから、この後ろ側にはどこまでご説明できたか。決して、説明できない要因があって何か止めている訳でも、ここそ説明したというつもりもなく、浅野さんからご指摘いただいたように、むしろ、その背後にある長い話を全部ここでご説明するタイミングや時間がとれないだろうと判断し、今、ご報告してご意見を伺えるところを集約して、ご意見を伺う、あるいはご理解を賜るようにご説明させていただきました。

いずれにせよ、このコンテンツ保護の技術方式を開示していくこと、オープンであること、何度も椎名さんたち権利者の皆さんからのご指摘を受けているコンテンツに対するリスペクトを技術的にどう実現化するか、コストの問題、消費者にいわば迷惑、負担がかからないようにするためにはどうすればいいか。このあたりは、稚拙なアイデアでこの仕組みができるようにしようと考えると、そこで消費者にご迷惑がかかる、負担がかかる技術になっても困りますから、技術検討ワーキンググループでは、かなり丁寧に議論がされております。

ここまで大体来て、こういう方式で何とかスタートする。それで、色々説明して、皆さんから本日いただいたご意見、すなわち、審議会において中間報告があるので、それまでに何ができて、どういう報告ができるのかを我々は考えなければならないということを踏まえ、浅野委員からこの委員会として確認しておくべきタイミングについて発言していただきました。そのご意見に代表される話としては、季節がめぐるとか、色々ありますが、確かに部会等への報告は1つのタイミングであり、その時にどこまでできるのかというタイミングが1つあります。

それから、これは地上デジタル放送を前提とした、デジタル・コンテンツの流通であり、地デジについての議論をこの技術検討ワーキンググループですべてしておりますので、先ほどから話題になっている2011年に向け、この場合であれば技術を逆算してい

くというタイミングがあります。そうしたタイミングを含めて説明の責任や地上デジタルのエンフォースメントがどういう方向に向かうか、また非常に多方面の大きな関心があると思いますので、それにきちんと答えていく、説明をしていくという責任があります。

ですから、今回、浅野委員がおっしゃった、審議会の中間報告に向けての議論を頑張って至急進めていく必要があります。本日いただいた議論、ご指摘されたことを技術検討ワーキンググループで持ち帰って、引き続き議論して参ります。

技術検討ワーキンググループの参加者の皆様には、本日、委員の方から発言していただきました早期取りまとめ、タイミング、期間、など非常に強いご意見をいただきましたので、ぜひ技術検討ワーキンググループにおける今後の検討にご協力をお願いいたします。

取りまとめの時期は大体わかっておりますので、残された時間は非常に限られてきております。基本的な考え方に関しては、関係者の間での相違はないと私は考えておりますので、ご指摘いただいたように一步前進して、技術検討ワーキンググループの中で、そしてまた、この委員会でのコンセンサスをまとめられるよう、残された時間の中で最大の努力をしていきたいと思っておりますので、改めて委員の皆様のご協力をお願いいたします。

また、この件に関しまして、説明が口頭であったりわかりにくい部分があったかと思えます。また、技術に関することですので、たくさんを知った上で正しい理解に結びつく部分もあり、わかりにくいところも多々あったかと思っておりますので、そういうことを含め、ご意見、あるいはご質問を含めて事務局までご連絡ください。事務局もそういった説明を委員の方にさせていただけるよう、私からもお願いいたします。

私からは以上でございます。何か他にございますでしょうか。高橋さん、どうぞ。
【高橋委員】先ほど厳しい母親のように言われてしまったんですが、子育てでは自主性を重んじるということが大事なことは重々承知しております。けれども、ここの場で能力の問題とか言われてしまうと、過保護とか、こちらの心が痛むんですけれども、検討していただいて、結果が出せないと困る問題だと思っております。

ですので、一般の国民にわかるように、なぜ今遅れているのかというものと、いつまでにできるのかという問題と、もし、できたものが万一多くの方々が納得できないような部分が残ったとしたならば、なぜなのか、これはきちんと説明しなければいけ

ないと思っているんです。

私は情報通信委員会の委員で、総会の日には7月10日と決まっています、例年の習いからいいますと、多分ここ、あと数回で決まればものすごくやったということになるでしょう。ワーキンググループの方々はそれ以上に非常に汗を流してくださいと思うんですけれども、こちらで数回といっても、あと2、3回で多分決めなければいけないと思いますので、ぜひ今後のロードマップ、逆算して、タイミングを含めてご説明いただけるということだったんですが、やはり次回ぐらいに、いつまでに何をするという形で、視聴者、消費者、国民に不信を持たれないように示していけるといいなと思いますので、よろしく願いいたします。

【村井主査】ありがとうございました。その他、何かございますでしょうか。それでは、私からは以上ですが、事務局から。

【小笠原コンテンツ振興課長】事務局といたしましても、本日の皆様のご発言を重く受けとめさせていただきまして、最大限の努力をしてみたいと思います。

そして、先生からお話がありましたとおり、時間が限られつつあることも考えまして、まず5月、6月と大変恐縮ですが、委員会の回数を若干増やさせていただく方向で、今スケジュール調整をしております。

と申しますのは、取引市場関係の話についても、最近いくつかの動きを取りまとめてご報告した上で、この委員会としての方向性をどうしていくかということについてお話ししなければいけないことがいくつか残ってございます。それと並んでこのBCAS、エンフォースメントの話についても、回数も限られているということで、今の予定では5月、6月で2回ずつご予定をとるべく、日程調整をさせていただいているところでございます。皆様大変お忙しいところ恐縮でございますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ちなみに次回、5月の1回目でございますが、議題として、今のところは取引市場についての動きについてご報告させていただいた後、意見交換というふうを考えております。関係者の方々のご都合、それから、ワーキンググループにおける検討状況等を踏まえまして、日程の確定及び議題の確定を早急に急ぎたいと思います。事務局からは以上でございます。

【村井主査】それでは、今日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上